（送付書の訂正等）

第百五十八条の二十八　機構は、令第六十四条の八第一項の規定による年金特別会計の歳入徴収官への報告又は第百五十八条の二十に規定する送付書の記載事項に誤りがあるときは、日本銀行において当該年度所属の歳入金を受け入れることができる期限までに当該歳入徴収官又は日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）にその訂正を請求しなければならない。

2　機構は、年金特別会計の歳入徴収官から、機構が収納した歳入金の所属年度、主管名、会計名又は取扱庁名について、誤びゅうの訂正の請求があったときは、これを訂正し、その旨を当該歳入徴収官に通知しなければならない。

（領収証書の亡失等）

第百五十八条の二十九　機構は、現金の送付に係る領収証書を亡失又は毀損した場合には、日本銀行からその送付済の証明を受けなければならない。

第百五十九条第一項中「及び第十号」を「、第十号及び第十号の三から第十号の九まで」に改め、第十号の二の次に次の七号を加える。

十の三　法第二百四条第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

十の四　法第二百四条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第四項及び第五項の規定による権限

十の五　法第二百四条の三第一項の規定による権限

十の六　法第二百四条の三第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定による権限

十の七　法第二百四条の五第一項の規定による権限

十の八　法第二百四条の六第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十一第二項及び第四項の規定による権限

十の九　法第二百五条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十第二項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該事務に係る権限

第百五十九条の次に次の五条を加える。

（法第二百五条の二第一項第五号、第七号、第八号及び第十号の厚生労働省令で定める権限）

第百五十九条の二　法第二百五条の二第一項第五号、第七号、第八号及び第十号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　法第百八十条第一項の規定による督促

二　法第百八十条第二項の規定による督促状の送付

（機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定）

第百五十九条の三　法第二百五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一　法第五十一条の二

二　船員保険法第二十八条及び第五十条

三　厚生年金保険法第百七十三条の二

四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十三条の二

五　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項

六　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十二条の二

七　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十八条

八　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十八条

九　統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十九条及び第三十一条

（法第二百五条の二第一項第十三号の厚生労働省令で定める事務）

第百五十九条の四　法第二百五条の二第一項第十三号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　令第五十六条第一項及び第百五十二条第一項の規定による猶予に係る事務

二　令第五十六条第二項の規定による通知に係る事務

（法第二百五条の二第一項各号に掲げる事務に係る申請等）

第百五十九条の五　法第二百五条の二第一項各号に掲げる事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

（情報の提供）

第百五十九条の六　機構は、厚生労働大臣の求めに応じて、速やかに、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

附則を附則第一条とし、同条に次の二条を加える。

第二条　法附則第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める規定は、日本年金機構法の施行の際現に効力を有する法の改正に伴う経過措置を定める法令の規定のうち厚生労働大臣がすべき決定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は厚生労働大臣に対してすべき申請、届出、その他の行為又は社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がすべき決定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出、その他の行為に関するものとする。

第三条　前項に規定する社会保険庁長官等がすべき決定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出、その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、日本年金機構法の施行後は、同法の施行後の法令に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣がすべきものとし、又は厚生労働大臣に対してすべきものとする。

様式第三号（裏面）中「地方社会保険事務局又は社会保険事務所」を「年金事務所」に、「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に、「及び最後の管轄地方社会保険事務局名若しくは社会保険事務所又は健康保険組合の名称並びに」を「並びに最後の」に改め、「及び管轄地方社会保険事務局名又は社会保険事務所名」を削る。

様式第十五号（二十六ページ）及び様式第十五号の二（二十六ページ）中「地方社会保険事務局又は社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

様式第十八号（表紙）中「交付地方社会保険事務局名又は社会保険事務所名」を「交付年金事務所名」に改める。

様式第十八号（六ページ）中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「年金事務所長」に改める。

様式第十八号（裏表紙）中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「年金事務所長」に改める。

様式第十九号⑴及び様式第十九号⑵中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「年金事務所長」に改める。

様式第二十号中「地方社会保険事務局又は社会保険事務所」を「年金事務所」に改め、同号の備考中1を削り、2を1とし、3から6までを1ずつ繰り上げる。

様式第二十五号（裏面）中「、社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「又は日本年金機構」に改め、「又は社会保険庁長官」を削る。